

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業所番号 2871500258)

当事業所は、利用者に対して、指定居宅介護支援のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上、ご注意頂きたいことを次の通り説明致します。

第1章 事業主体概要（事業者）

所在地 〒656-0025 兵庫県洲本市本町7丁目4-40

名称 有限会社 豊生ケアサービス

代表取締役 原田 高行

TEL 0799-25-5316

FAX 0799-25-5318

併設事業 (介護予防) 訪問介護 ※、地域密着型通所介護、(障害者総合支援法) 居宅介護

※ 訪問介護事業に関しては、洲本市と淡路市で各1カ所実施

第2章 事業所概要（事業所）

事業所の種類 指定居宅介護支援

平成13年3月15日指定

所在地 〒656-0025 兵庫県洲本市本町7丁目4-40

名称 豊生ケアサービス介護支援事業所

管理者 原田 高行

TEL 0799-53-5025

FAX 0799-25-5318

営業時間 9:00~18:00

第3章 職員体制

- 1 管理者 1名 (介護支援専門員を兼務)

管理者の業務内容 事業の総括・介護支援専門員の業務管理等

- 2 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員の業務内容 ケアプラン作成等

第4章 事業の目的及び運営方針

- 1 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう支援します。
- 2 利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的に提供されるよう配慮します。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、サービスが特定の種類や事業者に不当に偏することのないよう、中立公正に業務を行います。
- 4 事業の運営にあたっては、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

第5章 サービス事業者の選定について

- 1 サービス事業者の選定にあたって、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- 2 利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

※ なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

第6章 医療機関との連携に関することについて

- 1 利用者が医療機関等に入院した際、利用者から入院先（医療機関）に対して、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてもらうように依頼します。
- 2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能、その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師、又は薬剤師に提供します。
- 3 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用をご希望の場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
また、この場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。

第7章 利用料

- 1 居宅介護支援にかかる利用料は、全額介護保険から給付されます。
また、保険適用外部分については、料金を改定する際には、利用者に対し、少なくとも1ヶ月以上前に文書にて通知するものとします。
- 2 交通費については、第8章に記載の「通常の事業実施地域」内では発生しません。（保険給付のサービス利用料金に含まれています）
「通常の事業実施地域」を越えて提供されるサービスについては、実費を頂きます。
- 3 書類の複写につきましては1枚につき実費相当額をその都度請求し、領収書を発行致します。

第8章 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、洲本市全域とします。

第9章 担当者の変更について

利用者からの希望または介護支援専門員の事情により、担当者を変更することがあります。その場合、事前にその旨を説明し、納得して頂いた上で、できる限り利用者に迷惑がかからないよう努めるものとします。

利用者が担当者の変更を希望される場合は、第12章 第1項に記載されている窓口にお問い合わせ下さい。

第10章 緊急時の対応方法

訪問中に容態の急変等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡致します。

また、病院搬送後、医師の指示で家族の呼出があった場合は、保護責任者もしくは家族は、必ずその指示に従って下さい。

第11章 サービス従事者の禁止事項

担当の介護支援専門員は、サービス提供にあたり、以下に掲げる行為を行いません。

- ① 利用者、介護者等からの金銭又は物品の授受
- ② 飲酒及び喫煙
- ③ 利用者、介護者等に対しての宗教活動、政治活動、個人的な営利活動
- ④ その他、利用者、介護者等に対する迷惑行為

第12章 相談及び苦情等の窓口

1 豊生ケアサービス介護支援事業所 相談・苦情対応窓口

所在地 兵庫県洲本市本町7丁目4-40

TEL 0799-53-5025

FAX 0799-25-5318

担当者 (管理者) 原田 高行

方法 電話・FAX・文書・来所

受付時間 9:00~18:00

2 国民健康保険団体連合会

所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 センタープラザ内

TEL 078-332-5617

FAX 078-332-5650

方法 電話・FAX・文書・来所

3 洲本市役所 健康福祉部 介護福祉課

所在地 兵庫県洲本市本町3丁目4-10

TEL 0799-22-9333

FAX 0799-26-0552

方法 電話・FAX・文書・来所

4 兵庫県社会福祉協議会 福祉サービス適正化委員会

所在地 兵庫県神戸市中央区坂口通2丁目1-18 兵庫県福祉センター内

TEL 078-242-6868

FAX 078-271-1709

方法 電話・FAX・文書・来所

第13章 重要事項の変更

- 1 利用者と事業所等は、信義誠意を持って本契約及び本契約に係る重要事項を守ります。
- 2 介護保険制度、その他関連制度の変更に伴い、重要事項説明書に記載された内容に変更が生じる場合は、利用者に書面、口頭等の方法により通知し、利用者の同意確認を得るものと

します。

3 本契約に定めのない事項に関しては、介護保険法及び民法その他の関連法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めるものとします。

指定居宅介護支援の提供にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

説明場所 _____

説明者 _____

私は、本書面により事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供に同意します。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

保護責任者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

事 業 者 住 所 洲本市本町7丁目4番40号

事業者名 有限会社 豊生ケアサービス

代表取締役 原 田 高 行 印

事 業 所 住 所 洲本市本町7丁目4番40号

事業者名 豊生ケアサービス介護支援事業所

管理者名 原 田 高 行